

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和八年六月九日から同年十月九日までに奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和八年六月九日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ樫原

所在地 樫原市葛本町七七六番ほか

二 変更のあった事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 大和リース株式会社

住所 大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号

代表者 代表取締役 北 哲弥

（変更後）名称 大和リース株式会社

住所 大阪市中央区北浜四丁目一番一号

代表者 代表取締役 北 哲弥

三 変更年月日

令和八年五月十一日

四 届出年月日

令和八年五月二十二日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和八年六月九日から同年十月九日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ桜井

所在地 桜井市大字東新堂五一二番六ほか

二 変更のあった事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 大和リース株式会社

住所 大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号

代表者 代表取締役 北 哲弥

（変更後）名称 大和リース株式会社

住所 大阪市中央区北浜四丁目一番一号

代表者 代表取締役 北 哲弥

三 変更年月日

令和八年五月十一日

四 届出年月日

令和八年五月二十二日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和八年六月九日から同年十月九日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平

成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで